

●第4章 台風接近前の応急対策

第1節 情報収集と分析【各班】

風水害の被害の発生は、地震と異なり一定の予測が可能です。このため、事前にしっかりとした情報収集ができていれば、その発生を予想し、余裕を持って行動するなど事前の対策を講じることができます。

特に、近年勢力が強大化している台風については、ゲリラ豪雨と違いかなり前からの事前予測及び事前対策が可能であることから、特別な対応とします。

第1 情報収集ツール

第3章 第5節 第2「情報収集手段及び情報の種類」の情報収集手段等を活用します。

第2 情報分析

情報を収集するだけでは意味を持ちません。収集した情報を分析し、今後の災害発生危険の予測等に役立てることが重要です。

1 警報等の種類

今後発生する災害危険の予測には、どのような気象警報が発せられる可能性があるかを検討する必要があります。

(1) 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）

警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に発表されます。

(2) 警報（大雨、洪水、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）

気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表されます。警報の種類において、波浪、洪水及び高潮を除く警報を総称します。大雨警報に関しては、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）について、その旨を示して発表されます。

(3) 記録的短時間大雨情報

神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表されます。

(4) 土砂災害警戒情報（横浜市北部に発表＝鶴見区）

大雨による土砂災害の危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表します。

(5) 多摩川、鶴見川洪水予報

多摩川に洪水による被害の発生が予測される場合に国土交通省関東地方整備局と気象予報部が共同して多摩川洪水予報（多摩川氾濫情報、同警戒情報、同危険情報、同発生情報）が発表されます。

鶴見川に洪水による被害の発生が予測される場合に京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同して鶴見川洪水予報（鶴見川氾濫情報、同警戒情報、同危険情報、同発生情報）が発表されます。

2 情報の分析

収集した情報を基に、台風の今後の発達見込及び進路など、過去同程度の台風による気象状況と照らし合わせるにより、本市上空を通過するときの状況を予測します。

第2節 初動体制の事前検討

災害が発生すると予測される時刻を0時00分として、そこからさかのぼる形で対策を検討するタイムラインという考え方を基本として、事前対策を実施します。

第1 情報収集及び情報分析結果に基づいた被害予測【庶務班】

前節により分析した結果に基づくほか、過去の被害状況を確認することにより、被害の発生予測を行います。

また、被害発生予測に伴う、避難場所開設方針を決定します。

第2 警報等発表予測【庶務班】

情報収集の結果及び情報分析に基づき、警報発表時間等の予測を立てます。

なお、台風の場合、横浜市最接近のおおむね12時間前には警報の発表があるという前提で予測することとしますが、速度、進路等刻々と変化する最新情報を参考に、適宜修正します。

第3 台風接近時における配備体制【各班】

台風接近に関しては、通常の警報発表に伴う輪番体制より早い段階でかつ厚めの配備体制が必要です。前記1及び2に基づき、公共交通機関の運行状況等を勘案しながら、職員の配備体制を決定します。配備体制の原則は次のとおりです。

1 総務課輪番

輪番体制を解除し、全員配備とします。

2 輪番各班

台風の規模によっては輪番体制を解除し、全員配備とすることも検討します。

3 配備対象者

1号から3号配備体制の職員のうち、事前に職員動員計画を作成して、配備強化を図ることとします。

4 土木事務所

状況に応じ判断します。

第4 防災宿日直体制【庶務班】

台風の最接近が閉庁日又は夜間となることが予想される場合又は警報発表が閉庁日となることが予想される場合には、防災担当を中心とした宿日直体制を運用します。

第5 情報提供の徹底【各班】

消防・警察との情報共有をするとともに、臨時部課長会議等を早期に開催し、情報提供及び情報共有の徹底を図ります。

また、各課長を中心に事前の情報収集結果により臨時部課長会議等の開催が予想される場合は、台風の状況及び災害発生並びに災害対応の可能性について、職員に周知します。

第3節 避難勧告等の発令が予想される場合の事前調整【総務課】

前記第1節により、事前の被害及び警報等発表並びに台風の最接近時間等の予測に基づき、避難勧告等を発令する可能性が高いと判断した時は、事前に次の調整を行います。

第1 大きな被害のおそれがある地域への広報活動

(1) 即時避難勧告対象区域^{*}については、避難勧告等の発令に備え、広報及びポスティングによる周知等を実施します。

※ 「土砂災害警戒情報」が横浜市北部に発表された時に避難勧告を発令する区域です。

(2) 洪水浸水想定区域については、早めに避難勧告対象区域と避難場所を検討し、区のホームページやTwitter等で広報します。

第2 避難場所の選定

前記第1の地域に居住する住民が避難行動を実施する場合の受入先として、避難場所をあらかじめ選定します。選定の優先順位は次のとおりです。

なお、福祉避難所については、当該地域の要援護者情報等を勘案し、開設を検討します。

(1) 指定緊急避難場所（小中学校31校）

即時避難勧告対象区域の対象者に対する指定緊急避難場所（地区センター等）

(2) 洪水浸水想定区域外で協定等を締結している施設

(3) その他の公共施設・自治会館・町内会館等

第3 避難場所施設管理者等への連絡

それぞれの避難場所の施設管理者等に対して、避難場所開設についての協力を事前に依頼するとともに、夜間等不在時の解錠等についての方針を決定します。また、拠点運営委員長や自治会町内会にも避難場所を開設したことを連絡します。

第4 情報発信準備

避難勧告等の発令時には、鶴見区のホームページ、Twitterによる情報発信を実施することが想定されるため、あらかじめ広報案文を作成しておくこととします。

第5 配車計画

避難勧告等の発令時は、情報発信とともに広報活動も重要であることから、前記第2節の第3で決定した職員の配備体制に基づき、車両の確保及び広報活動に従事する職員の選定を進め、事前に配車計画を作成し、燃料を補給します。